

松田新田浄水場包括的維持管理業務委託

性能仕様書

令和 7 年 10 月

宇都宮市上下水道局

水道管理課

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 松田新田浄水場包括的維持管理業務委託性能仕様書(以下、「本仕様書」という。)は、委託者が管理する水道施設の運転管理を円滑に行い、水道施設の機能を十分に発揮し、水道施設の適切な運営を図るため、松田新田浄水場包括的維持管理業務委託(以下「本業務」という。)に係る性能仕様を定めることを目的とする。

### (業務の履行)

第2条 受託者は、水道施設の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書、松田新田浄水場包括的維持管理業務委託要求水準書(以下「要求水準書」という。)及びその他関係書類(現場説明を含む。)等に基づき誠実かつ安全に、また、委託者と協議し業務を履行しなければならない。なお、本仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行上当然に必要なものは受託者の責任においてこれを満足しなければならない。

### (委託する施設等)

第3条 委託者が受託者に委託する施設・場所及び設備等は【別紙1】～【別紙4】のとおりとする。

### (業務の範囲)

第4条 委託者が受託者に委託する業務の範囲及び内容は、本仕様書第2章に示すとおりとする。

### (業務管理)

- 第5条 受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。
- 2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。
  - 3 受託者は水道施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を把握し、水道施設の運転に精通するとともに、業務の遂行にあたって常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫し設備の予防保全に努めること。
  - 4 受託者は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び水道施設の機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれらに対処できるように準備すること。
  - 5 受託者は地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期すること。

### (運転管理概要)

第6条 各施設に関する基準値は、次のとおりとする。

- (1) 水質に関しては、要求水準書第2-1条1)水質管理の水準に規定されたとおりとする。
- (2) 水位に関しては、要求水準書第2-1条2)水位管理の水準に規定されたとおりとする。
- (3) 汚泥に関しては、要求水準書第2-1条3)汚泥管理の水準に規定されたとおりとする。

(従事者の届け出)

- 第7条 受託者は、従事者の履歴、職種、職階、職務分担表(従事者の資格を証明するものを含む)を記載した従事者選任届を届け出ること。また、変更がある場合も同様とする。
- 2 受託者の従事者について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、委託者、受託者双方が協議の上、当該従事者を変更することができる

(職階及び有資格者の基準)

- 第8条 受託者の従事者の職階及び有資格者の基準は、次のとおりとする。
- (1) 業務責任者(水道に関する高度な技術力及び浄水施設の運転管理、維持管理に5年以上の実務経験を有する者)
  - (2) 業務従事者(1年以上の水道施設の維持管理に関する実務経験を有しているか、または類似施設での実務経験が2年以上ある者)

(業務責任者の職務)

- 第9条 業務責任者の職務は、次のとおりとする。
- (1) 技術上の業務を統括する責任者として、受託者の従事者の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努める。
  - (2) 契約書、本仕様書、要求水準書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、委託者の職員と密接な連絡を取り、業務の適正かつ円滑な遂行を図る。
  - (3) 設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努める。

(業務履行計画書)

- 第10条 受託者は、別に定める期間までに契約書、要求水準書、本仕様書に基づき、委託者と十分な協議を行い契約期間における業務履行計画書を策定し、委託者に提出するものとする。業務履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。
- (1) 業務概要に関すること  
水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について、委託業務に対する考え方が把握できるように記載する。
  - (2) 業務組織に関すること

業務委託を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織・業務分担・緊急時・その他の組織等の体制、配置人数、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるように記載する。

- (3) 本委託における主たる業務の実施計画(工程)の概要
- (4) 主たる業務履行計画書、報告書類の提出、業務検査に関する計画
- (5) その他必要な計画

#### (年間業務実施計画書)

第 11 条 受託者は、業務履行計画書に基づき、各業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法等について示した年間業務実施計画書を策定し、委託者に提出するものとする。年間業務実施計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務計画に関すること  
年間業務工程表(運転管理操作業務・保守点検業務)、労務工程表
- (2) 業務方法に関すること  
業務方法・要領及び運転指標、保守点検業務基準(周期、項目等)
- (3) 安全衛生管理に関すること  
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- (4) 保全・保全管理・安全パトロール等に関すること  
保全・保全管理・安全パトロール等の内容及び実施予定表
- (5) 水質監視業務に関すること  
水質監視業務実施方法、検査体制
- (6) 各種報告書様式  
日報・月報・年報・運転記録、その他文書等
- (7) その他必要事項

#### (年間業務実施計画書の要領)

第 12 条 前条の年間業務実施計画書の作成要領は次のとおりとする。

- (1) 年間業務計画書は、日本工業規格 A 版により作成し、原則として A4 又は A3 とする。
- 2 年間業務実施計画書を構成する事項の作成要領は、次のとおりとする。
  - (1) 「業務計画に関すること」は、安全で安定的に浄水を供給するための運転計画や設備点検、水質管理等について、年間を通じて各業務計画が把握できるように記載する。
  - (2) 「業務方法に関すること」は、水道施設を安定的に管理運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点、日常点検、定期点検、建築付帯設備点検の内容・点検頻度・点検要領・清掃の内容・清掃の要領等、その他必要な事項について具体的に記載する。
  - (3) 「安全衛生管理及び保全・保全管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止

し、安全に業務委託を遂行するための安全衛生管理に係る基準や安全衛生管理に関する組織体制等及び保全・保安管理・安全パトロール等について具体的に記載する。

- (4) 受託者は、年間業務実施計画書に基づき業務を遂行し、その年間業務が終了した際には、速やかに年間業務履行報告書を提出しなければならない。なお、年間業務履行報告書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるように記載する。
- (5) 「各種報告書様式」は、契約書、本仕様書及び要求水準書等で報告義務を課せられている報告書及び委託者が要求する報告書の他、業務上必要と思われるものについて、様式を作成する。

#### (月間業務実施計画書及び月間業務履行報告書)

第 13 条 受託者は、業務計画書について、あらかじめその内容を委託者と協議し、決められた諸事項を満たす月間業務実施計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務実施計画書に添付して提出すること。

- 2 受託者は、月間業務実施計画書を変更する必要がある場合は、その都度委託者と協議しなければならない。
- 3 受託者は、月間業務実施計画書に基づき業務を遂行し、その月間業務が終了した際には、速やかに月間業務履行報告書を提出しなければならない。なお、月間業務履行報告書は、月間業務実施計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるように記載すること。
- 4 月間業務実施計画書及び月間業務履行報告書の作成要領は、前条に読み替えるものとする。

- 4 月間業務実施計画書及び月間業務履行報告書の要領は、前条に読み替えるものとする。

#### (業務日報等の報告)

第 14 条 受託者は、業務の実施状況並びに協議、指示、連絡事項等について記録した業務日報を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、業務日報に添付して提出すること。

- 2 受託者は、業務日報、日誌類（配水量報告書、巡視点検表など）については翌朝までに（休日にあたる場合は、次の平日）、速やかに提出しなければならない。
- 3 受託者は、業務の履行中に故障・事故等が発生した場合にはその状況を速やかに委託者に報告するとともに、発生原因、被害状況、経過及び講じた措置等について、逐次、遅滞なく書面により提出しなければならない。

#### (業務記録簿の整理)

第 15 条 受託者は、業務記録簿、業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(報告書等)

第 16 条 受託者は、本仕様書第 3 章に定めるところにより運転管理業務、保全管理業務等、その他業務の履行に係る報告書を速やかに提出しなければならない。

(安全管理)

第 17 条 受託者は、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

(健康管理)

第 18 条 受託者は、常に安全衛生管理に注意を払い、従事するものに感染症等の疑いがある場合は従事者の変更を行うなど、安全衛生管理を徹底しなければならない。

2 受託者は、水道法第 2 1 条に定める定期及び臨時の健康診断を行うとともに、これに関する記録を作成し、委託者に文書により報告しなければならない。

(保全・保安教育及び訓練)

第 19 条 受託者は、作業、維持(運転、監視、点検、測定等)又は運用に従事する者に対して、浄水場、取水場施設等の保全・保安に関し必要な知識及び機能に関する教育をしなければならない。

2 受託者は、作業、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生した場合の措置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。

(貸与品等)

第 20 条 本業務の実施に際し、受託者が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等の貸与品等は無償で貸与する。

2 貸与品等については、受託者が台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握し管理する。なお、受託者の故意又は過失により貸与品等に毀損、盗難、紛失等があった場合は受託者が弁償しなければならない。

3 第 1 項に定める貸与品等は【別紙 6】のとおりとし、貸与品の引渡場所及び引渡時期は、委託者と受託者が協議して定める。

(整理整頓等)

第 21 条 受託者は、施設建物及びその他周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

(事務室等の自主管理)

第 22 条 受託者は水道施設の施設の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。

2 事務室等は無償で貸与するが、使用期間中、受託者の責任で汚損等があった場合は、受託者の負担により現状回復しなければならない。

(従事者の服装等)

第 23 条 受託者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災の防止)

第 24 条 受託者は、水道施設の火災を未然に防止するため、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(侵入者の防止等)

第 25 条 受託者は、設備機器、備品工具類の盗難及び水道施設への不法侵入を防止するため、十分に注意しなければならない。

2 受託者は、施錠、解錠の管理を確実に行わなければならない。

3 受託者は、水道施設に設置されている監視カメラにより、定期的に監視しなければならない。

(水道施設の一般管理)

第 26 条 受託者は、水道法、労働安全衛生法の法令、規則及び基準等の関連法令を遵守することを基本とし、業務の実施、水道施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務遂行上で必要な諸事項について、委託者と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

## 第2章 業務内容

(就業形態)

第27条 受託者は、業務の履行にあたり、原則として次の業務形態により行うものとする。

- (1) 運転管理操作業務 24時間
- (2) その他の業務 計画又は必要の都度

ただし、水道施設の整備が自動化又は省力化等により、業務形態が変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者と受託者双方が協議の上、業務形態を変更できるものとする。

(運転管理操作業務)

第28条 原水の取水から取水場、浄水場等の全ての水道施設を適切に運転操作、監視することにより、水質、水位及び水量に関する要求水準を達成し、安心・安全な水道水を安定的に供給すること。

- (1) 取水設備の適切な流量管理
- 2 受託者は、制御及び監視により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、必要な処置を行い、速やかに委託者に報告すること。ただし、次に掲げるものは、受託者の判断で実施後、委託者に報告することにより処置できるものとする。
  - (1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理
  - (2) 取水・導水設備の適正な流量管理
- 3 制御及び監視は、次のとおりとする。
  - (1) 受変電設備の監視
  - (2) 原水流量、ろ過水流量、送水流量、配水池流入量の監視及び制御
  - (3) 取水設備の監視及び制御
  - (4) 水道施設の各池の水位及び流量等監視及び制御
  - (5) 水道施設のポンプ施設の流量監視及び制御
  - (6) 沈澱池、急速ろ過池等の運転監視及び制御
  - (7) 濁度、色度、pH値、残留塩素等水質の測定
  - (8) 薬品等の注入量の監視及び制御
  - (9) 薬品類、潤滑油脂類等の残量記録及び制御
  - (10) 脱水機の監視及び制御
  - (11) 警報及び異常への対応
  - (12) 職員不在時における電話対応、取り次ぎ
  - (13) 取水停止及び施設再起動の操作
  - (14) 工事及び作業に伴う関連施設の操作
- 4 浄水処理工程等に設置されている水質計器及び計測機器の点検、校正並びに試薬の補充を行い、水質計器類が常に正確な値を表示するように管理すること。

(保守点検業務)

第 29 条 受託者は、当該年度の月間及び年間業務実施計画書に基づき、【別紙 7】～【別紙 9】に記載の対象設備の保守点検業務を行うものとする。※詳細対象設備等のリストは閲覧資料とする

(1) 建築設備関係保守点検等

【空調設備保守点検】

- ・ シーズンイン
- ・ シーズンオフ

【消防設備保守点検】

- ・ 消火器具
- ・ 自動火災報知設備
- ・ 非常警報設備（放送設備含む）
- ・ 誘導灯及び誘導標識
- ・ 排煙設備（防火戸・防火ダンパー等を含む）
- ・ 建築基準法関係防災設備

【し尿浄化槽維持管理】

- ・ 浄化槽設備の保守点検（全ばっき型，分離ばっき型及び小型合併）
- ・ 浄化槽清掃（汚泥引き抜き含む）
- ・ 浄化槽法第 11 条検査

【施設清掃】

- ・ 床の日常清掃（弾性床，硬質床及び繊維床）
- ・ フロアマット除塵
- ・ 扉ガラス部分拭き
- ・ 什器備品除塵
- ・ ごみ収集（施設内）
- ・ 金属部分除塵
- ・ 扉及び便所面台へだて部分拭き，洗面台及び水栓拭き，鏡拭き，衛生陶器洗浄
- ・ 衛生消耗品補充及び汚物収集
- ・ 流し台洗浄，厨芥収集及び吸殻収集
- ・ 床の定期清掃（表面洗浄：床ワックス塗布）
- ・ 床以外の定期清掃（窓ガラス，サッシ枠清掃及びブラインド清掃）

【自家用電気工作物保安管理】

- ・ 絶縁抵抗測定（高圧回路及び低圧回路）
- ・ 接地抵抗測定（A種，B種，C種，D種）
- ・ 継電器点検（地絡方向継電器，過電流継電器，過電圧継電器，地絡過電流継電器，地絡過電圧継電器，不足電圧継電器，低圧地絡継電器，2E・3E継電器の構造点検及び動作特性試験）
- ・ 保護連動試験（高圧盤，低圧盤の各継電器の連動試験）
- ・ 外観点検及び機器清掃

(引込施設, 断路器, 遮断器, 開閉器, 計器用変成器, 変圧器,  
電力用コンデンサ, 電力用リアクトル, 避雷器, 母線, 配線, 保護継電器,  
配電盤, 分電盤, 制御盤, 電気室, 指示計器 (零点調整含む), 低圧開閉器,  
高圧母線及び低圧配線等の端子の緩み等の点検及び清掃)

**【エレベータ点検】**

- ・フルメンテナンス点検

(2) 制御・薬注・分析機器等保守点検

**【電気計装設備点検 (遠方監視制御装置及び水質計器含む)】**

- ・中央監視制御装置
- ・各種計測設備単体試験 (水位計, 流量計, 圧力及び指示計等)
- ・各種計測設備組み合わせ試験 (水位計, 流量計, 圧力及び指示計等)
- ・各種水質計器 (残留塩素濃度計, pH計及び濁度計等)
- ・遠方監視制御装置点検 (テレメータ対向試験)
- ・各種電気計装設備用消耗品交換

**【非常用発電設備点検】**

- ・ガスタービン発電設備点検 (B点検・C点検・D点検)
- ・ディーゼル発電設備点検 (B点検・C点検・D点検)
- ・消耗品交換

**【無停電電源装置等点検】**

- ・無停電電源装置本体点検 (無停電電源装置: C V C F)
- ・整流装置点検 (直流電源装置)
- ・蓄電池点検

**【薬品沈殿池機器点検】**

- ・フラッシュミキサー点検 (振動, 温度, 外観目視点検等)
- ・フロキュレータ点検 (振動, 温度, 電流値測定等)
- ・汚泥掻寄機点検 (チェーン外観目視, 緩み確認等)
- ・自動排泥弁点検 (開閉動作確認)
- ・空気圧縮機点検 (漏れ, 外観目視点検)
- ・傾斜版沈殿池点検 (作動状況確認, 吐出圧力, 吐出量測定)

**【薬品注入設備点検】**

- ・PAC 注入機の消耗部品交換及び点検 (清掃, 絶縁抵抗測定等)
- ・苛性ソーダ注入機の消耗部品交換及び点検 (清掃, 絶縁抵抗測定等)
- ・次亜塩素酸ナトリウムの消耗部品交換及び点検 (清掃, 絶縁抵抗測定等)

**【監視魚自動監視装置点検】**

- ・自動監視装置消耗部品交換及び点検 (清掃, 電圧測定, 警報発報試験等)
- ・ろ過装置消耗部品交換及び点検 (電圧測定, エアー流量測定)
- ・塩素中和装置清掃
- ・管理ソフト点検 (データ伝送, アラーム伝送, アラーム調整, 映像伝送)

### 【排水処理施設点検】

- ・脱水機点検(目視点検, 聴音点検, 計測点検)
- ・受泥槽点検(目視点検, 計測点検)
- ・受泥槽攪拌機点検(目視点検, 聴音点検, 計測点検)
- ・受泥槽用スクリーン点検(目視点検, 聴音点検, 計測点検)
- ・受水槽点検(目視点検, 聴音点検)
- ・スラッジ圧入ポンプ点検(目視点検, 聴音点検, 計測点検, 触手点検)
- ・スラッジ圧入タンク点検(目視点検, 聴音点検, 計測点検)
- ・ろ布洗浄ポンプ点検(目視点検, 聴音点検, 計測点検)
- ・ケーキ搬出コンベヤ点検(目視点検, 聴音点検, 計測点検, 触手点検)
- ・コンベヤ破砕機(目視点検, 聴音点検, 計測点検)
- ・ケーキホッパ点検(目視点検, 計測点検)
- ・除湿器点検(目視点検, 聴音点検, 計測点検, 触手点検)
- ・計装用空気槽点検(目視点検, 触手点検)
- ・計装用空気圧縮機点検(目視点検, 聴音点検, 計測点検, 触手点検)
- ・圧入タンク用空気圧縮機点検(目視点検, 聴音点検, 計測点検, 触手点検)

### 【取水堰点検】

- ・洪水吐門点検(目視点検清掃, 油圧シリンダー給油)
- ・取水門点検(目視点検清掃)
- ・土砂吐門点検(目視点検清掃, 各ローラ給油, 開閉器グリース塗布)
- ・油圧装置点検(目視点検清掃, バルブ動作作動確認, セット圧確認, 予備エンジン点検)
- ・取水堰盤点検(目視点検, 絶縁抵抗測定等)

### (3) その他

#### 【浄水池清掃】

#### 【薬品沈殿池清掃】

#### 【薬品タンク清掃】

#### 【急速ろ過池清掃】

#### 【排水池清掃】

#### 【沈砂池清掃】

#### 【手数料】

- ・地下タンク法定点検 (A 重油 6,000 リットル)
- ・高間木取水場焼却ごみ処分

- 2 関係法令により必要な有資格者及び業務に必要な能力, 資質及び経験を有する人員を適切に配置すること。また, 教育及び研修により, 本業務に従事する担当者の意識, 知識及び技術の向上を図り, 質を確保すること。
- 3 計画的な保守, 点検, 補修及び機器の清掃を行うとともに, 必要な法定点検 (受変電設備等点検, 消防用設備点検, し尿浄化槽点検等) を行うこと。
- 4 保守点検マニュアルに基づき, 施設及び設備の定期的な巡視点検, 定期点検及び精密点検 (試験検査等) を行い, 機能劣化や設備故障の発生前に補修や修繕を行えるよう保守点検を

実施すること。

- 5 日常点検で行えない監視制御設備や計装設備の精密点検を実施し、機器の障害発生防止の予防保守に努めること。
- 6 日常点検表、月例点検表及び年次点検表を作成し、常に設備に問題がないことを確認し、点検表を市に提出すること。
- 7 巡視用車両は事業者の負担とする。
- 8 巡視・点検・保守対象施設・設備の詳細については閲覧資料（過年度実績）を参照とする。

（簡易な補修）

- 第 30 条 受託者は、保守点検により発見した不良箇所若しくは、故障の発生により破損した箇所のうち、現場で修理可能なものについては修理し、作業終了後速やかに委託者に報告し、後日、修理の状況を記した書類を提出すること。ただし、当該事象が水道施設に重大な影響を及ぼす恐れがある場合は、応急措置を行うとともに、委託者に連絡し、その対応について協議する
- 2 設備の簡易な補修、調整に必要な工具類、安全対策器具、カメラについては受託者の負担とする。

（電気主任技術者）

- 第 31 条 受託者は、委託者から本業務の実施を受託するにあたり、みなし設置者として管理する自家用電気工作物については電気事業法第 39 条第 1 項の規定に従うものとする。
- 2 受託者は、電気事業法第 43 条に従い電気主任技術者を選任するとともに、その氏名その他必要な事項を委託者に通知し、委託者の確認を受けなければならない。電気主任技術者を変更したときも同様とする。
  - 3 みなし設置者たる受託者と設置者たる委託者の電気事業法及びその関連法規上の権限、義務及び責任の基本的な区分は、次のとおりとする。
    - （1）みなし設置者たる受託者の権限、義務及び責任の範囲
      - ・電気事業法第 39 条第 1 項の維持義務（みなし設置者の責任範囲内に限る）
      - ・同法第 42 条に基づく保安規定の届出
      - ・同法第 43 条に基づく電気主任技術者の選任
      - ・同法第 106 条に基づく報告の徴収に対する報告
      - ・同法第 107 条に基づく立入検査等の受入れ（みなし設置者の責任範囲内に限る）
      - ・電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号、その後の改正を含む）第 3 条に基づく事故報告（みなし設置者の責任範囲内での事故に限る）
    - （2）設置者たる委託者の権限、義務及び責任の範囲
      - ・電気事業法第 39 条第 1 項の維持義務（みなし設置者の責任範囲外に限る）
      - ・同法第 42 条に基づく保安規定の策定（みなし設置者の職務を規定）
      - ・同法第 48 条に基づく工事計画の届出
      - ・同法第 50 条の 2 に基づく使用前安全管理検査
      - ・同法第 106 条に基づく報告の徴収に対する報告その他の対応（みなし設置者たる受

託者と協力して行う)

- ・同法第107条に基づく立入検査等の受入れ(みなし設置者の責任範囲外に限る)
- ・電気関係報告規則第3条に基づく事故報告(みなし設置者の責任範囲外に限る)
- ・同規則第5条に基づく発電所出力変更等の報告

#### (修繕補修)

第32条 受託者は、第29条第1項において、簡易な補修等では機能回復が困難なものについては次の各号により修繕等の対応を行うものとする。

- (1) 当該修繕額が1件当たり200万円未満のときは、事前に委託者に報告し承諾を得て受託者が実施する。
- (2) 当該修繕額が1件当たり200万円以上の、原則として委託者が実施する。
- 2 緊急やむを得ない場合は、前第1項及び第2項の規定にかかわらず、受託者は委託者の口頭での了解により当該修繕を実施するものとする。この場合の当該修繕に係る費用については、委託者と受託者の協議により決定する。
- 3 機器・設備の修繕およびその他の修繕工事については、可能な限り委託者の判断を仰ぐものとする。

#### (薬品等調達)

第33条 受託者が調達する物品等は、次に掲げるものとする。

- (1) 【別紙10】に示す施設の電力
- (2) 監視装置消耗品、機械、電気、計装設備の部品及び消耗品(試験試薬等含む)
- (3) 燃料(重油、軽油等)
- (4) 【別紙16】に示す薬品類
- (5) 委託者が受託者に貸与する【別紙6】の備品類に関し、必要とする消耗品類。
- 2 維持管理上必要となるユーティリティは、受託者が調達する。数量及び品質の管理を行い数量及び在庫管理を容易に行える体制を整えること。
- 3 電力、燃料及び薬品については、±5%の範囲を超えた際に委託料の変更を行うものとする。委託料の変更方法については【別紙11】に示す。
- 4 業務期間を終了する際には業務開始時と同程度の在庫量を確保し引き継ぐこと。
- 5 ユーティリティの使用量は毎月報告すること。
- 6 新たな電話回線やインターネット回線の引込み等、既存の設備以外に設置又は導入が必要なユーティリティについては、受託者自らの費用負担により設置又は導入可能とする。
- 7 インターネット回線などネットワークの利用に関しては、第三者への情報漏洩等が発生しないよう、適切な運用を行うこと。

#### (清掃及び植栽管理)

第34条 水道施設の清掃及び植栽管理の対象範囲については次のとおりとする。

※対象範囲図は閲覧資料とする

- (1) 清掃は、【別紙12】に示す範囲について実施するものとする。
- (2) 植栽管理は、【別紙13】に示す範囲について実施するものとする。
- 2 受託者は前項によるものの他、必要に応じて適宜清掃、除草、除雪等を実施し、労働安全の確保、周辺住民への配慮及び水道施設の衛生の確保に努めること。
- 3 廃棄物については適切に分別保管を行い、収集業者を通じ、適切に処分を行うこと。  
リサイクルについては、最大限努力し、ごみの減量に努めること。
- 4 植栽管理、草刈については浄水場等の水道施設及びその周辺での作業性及び美観を損なわないよう、適切な時期に実施すること。

(災害及び緊急時対応業務)

第35条 災害や事故の発生など緊急時における対応について、危機管理マニュアルに基づき、非常時においても給水を可能とするための以下の対応を行うこと。

- (1) 設備機器異常・故障発生時の対応
  - ・初期対応、連絡、原因調査、修繕依頼対応など
- (2) 水質事故時等の緊急措置対応
  - ・初期対応、連絡、原因調査、復旧対応など
- (3) 停電、火災、災害（地震、台風、濁水等）発生時の対応
  - ・初期対応、連絡、支援依頼対応など
- 2 定期的に非常時対応訓練を行うとともに、災害や事故発生時等において速やかに対応できる体制を構築すること。
- 3 故障等により施設の全部又は一部の機能が停止した場合又は災害や事故が発生した場合においては、応急措置を講じ被害を最小限に抑えるとともに、速やかに委託者に連絡し対応を図ること。
- 4 その他想定外の事態が発生した場合は、委託者に速やかに報告し対応を協議すること。

(廃棄物の取扱い)

第36条 水槽、薬品タンク類の清掃等により水道施設から排出される砂・汚物等に係る産業廃棄物の処理処分及び手続については、委託者が行う。

### 第3章 業務書類等

(業務書類等)

第37条 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 年間業務実施計画書
- (2) 年間業務履行報告書
- (3) 月間業務実施計画書 (前月の25日までに提出)
- (4) 月間業務履行報告書 (翌月の5日までに提出)
- (5) その他、委託者がモニタリング等で要求するもの

2 受託者は、契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務責任者選任届又は兼任届
- (3) 業務従事者選任届
- (4) 業務履行計画書
- (5) 借用承認願
- (6) その他必要なもの

(業務履行報告書)

第38条 月間業務履行報告書及び年間業務履行報告書は以下について報告すること。

(1) 月間業務履行報告書

業務完了月毎に次のものを提出する。

- ア 月間業務完了届
- イ 月間業務完了報告書
  - ① 月間業務所見
  - ② 月間運転管理データ
  - ③ 月間水質管理データ
  - ④ 月間業務実績報告書
- ウ その他業務検査必要書類

(2) 年間業務履行報告書

- ア 年間業務完了届
- イ 年間業務完了報告書
  - ① 年間業務所見
  - ② 年間運転管理データ
  - ③ 年間水質管理データ
  - ④ 年間業務実績報告書
  - ⑤ 物品管理報告書
  - ⑥ 保全管理年間実績報告書
- ウ その他業務検査必要書類

(委託業務履行検査)

第 39 条 受託者は、月間及び年間業務を完了したとき、次の方法により委託者の業務完了検査を受けなければならない。

(1) 月間業務完了検査(月間モニタリング)

ア 月間業務完了検査は、受託者から月間業務完了届が提出され、10日以内に委託者が受託者立会いの下に行うものとする。

イ 検査日及び場所については、委託者と受託者双方が協議して定めるものとする。

ウ 検査は、受託者が提出した月間業務実施計画書に基づき業務報告書の内容について、照合・確認を行う。

エ 業務完了検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

オ 検査の結果、不合格となった部分がある場合は、受託者は速やかに不合格部分を改善し再検査をうけるものとする。

(2) 年間業務完了検査(委託業務履行検査)

ア 年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了届が提出され、10日以内に、委託者が受託者立会いの下に行うものとする。

イ 検査日及び場所については、委託者と受託者双方が協議して定めるものとする。

ウ 検査は、受託者が提出した当該年の年間業務実施計画書に基づき業務履行報告書の内容について、照合・確認を行う。

エ 業務完了検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

オ 検査の結果、不合格となった部分がある場合は、受託者は速やかに不合格部分を改善し再検査をうけるものとする。

(業務開始時の機能確認)

第 40 条 委託者及び受託者は、業務開始時まで双方立会いのもと、委託者が指定する「施設機能確認書」(以下「確認書」という。)により、施設及び設備の機能確認を行う。

2 受託者は、前項の機能を確認の後、その確認結果を確認書に記載し、確認終了日から14日以内に委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

(業務実施期間中における機能確認)

第 41 条 委託者及び受託者は、必要があると認めるときは、業務期間中の終日、相手方に対し施設及び設備の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合においては、速やかに双方立会いのもとで確認書により機能確認を行う。

2 受託者は、当該機能確認が完了したときは、その確認結果を確認書に記載し、確認終了日から14日以内に委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

3 委託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、受託者に必要な措置を行うよう指示することができる。

(契約終了時の機能確認)

第 42 条 委託期間終了にあたっては、委託者及び受託者は、契約終了日までに、双方立会いのもとで確認書により施設等の機能確認を行う。

2 委託者又は受託者が契約解除することによりこの契約が終了したときは、委託者及び受託者は、契約終了日から 14 日以内に、双方立会いのもとで確認書により施設等の機能確認を行う。

3 受託者は、前項の機能確認が完了したときは、その確認結果を確認書に記載し、確認終了日から 14 日以内に委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

4 受託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が受託者の責めに帰すべき理由により確保されないときは、委託者に損害賠償をしなければならない。

## 第4章 その他

### (経費の負担)

第42条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事業費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。また、受託者が負担する備品等は【別紙14】のとおりとする。

- (1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務品  
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品  
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (3) 食器棚・茶器・台所用品等の消耗品  
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (4) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡・酸素濃度計等の安全保護具・機器
- (5) 設置点検・小修理に係る点検工具、絶縁抵抗計、懐中電灯等の工具・機器  
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (6) 点検・巡視用車両及び車両維持管理に係る費用
- (7) 清掃用具及び清掃用品、消耗品  
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (8) 電話・ファックスの設置工事費及び維持管理費  
緊急時、委託業務の連絡用としての電話、ファックス、インターネット設置工事費及び維持管理費、ただし委託者が使用を認めた場合は、委託者所有の機器を利用できるものとする。
- (9) 水道施設の運転に必要な薬品、電力、燃料の調達及び管理に係る費用  
ただし、要求水準書第21条に規定した条件を大幅に超える増水分に要した費用及び薬品購入費用は除く。
- (10) 水道施設点検のための経費(点検シール等)
- (11) 遠隔監視等に要する設備機器及び監視システムに係る経費
- (12) 備消耗品等の調達、管理費用
- (13) 各種保険の加入に係る経費

### (責任分担)

第43条 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善若しくは取替え又は補修等により解決することとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

2 業務範囲における責任分担の詳細については、【別紙15】による。

(本業務実施におけるリスクマネジメント)

第 44 条 本業務実施における水道施設の施設において、その水道管理者としての責任は委託者にあるものとし、本業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として、受託者が負うものとする。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではない、

- 2 リスクの分担は契約約款第 13 条から第 17 条による。
- 3 リスクの分散を図るため、委託者及び受託者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。
- 4 受託者は加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(雑則)

第 45 条 本仕様書に記載されていない事項であっても、受託者は運転操作上、当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 委託者が運転に係る資料の提出を要求した場合は、受託者は速やかに応じなければならない。
- 3 受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を場外に持ち出し、又は業務に必要としな  
いものを持ち込んで서는ならない。

(疑義)

第 46 条 本仕様書に疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者の協議の上、定めるものとする。